

瀬戸市水道事業管理規程第1号

瀬戸市水道事業の組織及び処務に関する規程（平成18年瀬戸市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

瀬戸市長 川本雅之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前						
別表第1（第13条関係）					別表第1（第13条関係）						
1及び2 <省略>					1及び2 <省略>						
3 財務関係					3 財務関係						
決裁区分	市長	部長	課長 共通	備考	決裁区分	市長	部長	課長 共通	備考		
決裁事項					決裁事項						
支	<省略>				支	<省略>					
出備	消耗品		~150	150~	出備	消耗品		~100	100~		
費					費						
担	<省略>				担	<省略>					
行	広告料		~100	100~	行	広告料		全額			
為	<省略>				為	<省略>					
	手数料		~100	100~		手数料		全額			
	賃借料		~100	100~		賃借料		~50	50~		
	<省略>					<省略>					
契	施行	<省略>			契	施行	<省略>				
約	計画	物品	~500	500~	150~	約	計画	物品	~500	500~	80~
		購入						購入			
		固定	<省略>	<省略>	<省略>			固定	<省略>	<省略>	
		資産						資産			
		の購						の購			
		入						入			
		その	~500	500~	100~			その	~500	500~	50~

他	他
<省略>	<省略>
<省略>	<省略>
備考 <省略>	備考 <省略>
4 <省略>	4 <省略>

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。